

# 会議録

開催日時	平成29年11月29日（水）午後2時から午後4時5分
開催場所	西尾市クリーンセンター研修室
出席者	講師：柳川喜郎氏（御嵩町元町長） 委員：別紙名簿のとおり（欠席者：野田委員、中山委員） 西尾市長 事務局：永谷環境部長、鈴木環境保全課長、黒野主任主査、三矢主任主査、鈴木主事
会議名	第3回西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会
内容	<p>司会進行 会長</p> <p>1 あいさつ</p> <p>正確な会議録を作成するためにレコーダーを置かせていただきたいと思います。あわせて、欠席の委員に会議の様子をお知らせするために、ビデオ撮影も行わせていただきますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> <p>本日の研究会は、元御嵩町の町長の柳川喜郎様による講演を計画させていただきました。西尾市が直面いたしますこの産廃処理場問題において、過去の事例を具体的に御体験なさったことのお話を聞かせていただくと参考になるかと思えます。</p> <p>それではお手元の次第に基づきまして、会議を進めます。</p> <p>本日、先ほどお話いたしました、元御嵩町の柳川喜郎様を講師にお招きいたしましたので、初めに柳川様の御講演をお願いしたいと思います。講師の紹介につきましては、事務局のほうからお願いします。</p> <p>2 講演</p> <p>講師：元御嵩町長 柳川喜郎 氏 講演テーマ：御嵩町産廃問題のあらまし 講師紹介（事務局）</p> <p>講師の柳川喜郎様は名古屋大学法学部を卒業後、NHKに入局され、東京社会部、ジャカルタ支局、ニューデリー支局、解説委員などを経て、1995年4月、岐阜県御嵩町の町長選挙に出馬し、当選されました。</p> <p>町長就任後に御嵩町が産業廃棄物処分場の問題を抱えていることを知り、処分場計画の一時凍結、処分場建設の賛否を問う住民投票の実施などを経て、最終的には県知事、御嵩町長、事業者との協議において、住民投票で投票者の8割が建設反対という結果が尊重され、業者が撤退することとなりました。</p> <p>柳川様は処分場計画を一時凍結した後に2人組に襲撃され、瀕死の重傷を負うという痛ましい事件に巻き込まれました。しかし、暴力には屈しない姿勢に全国から強い支持</p>

が寄せられ、現在はこのような問題を抱えている方々の相談に乗っていただいているというような活動を行われています。事務局からは以上でございます。

会長

今日の講演者の柳川さんは、このように町長に就任された当初から産業廃棄物処分場の問題に取り組んでこられた経験から、この地域にもたらす影響などについてもお話をいただき、本研究会の協議をしていく上での参考にさせていただきたいと思います。

それでは柳川様、よろしく申し上げます。

○元御嵩町長柳川喜郎氏講演

柳川氏

御紹介いただきました柳川でございます。

私の町長生活を先ほど 12 年と言いましたけれども、いわば私の町長生活というのは私の人生の付録みたいなものでして、その間にいろいろありまして、そのことについて、私の経験に基づいてお話をしたいと思っています。

最初から申し上げますと、私はこの席に反対の立場で来ております。三河湾のこの一色における産業廃棄物処分場建設については、どう見ても反対であると。もちろん私は西尾の人間ではありませんし、大した権限も何もございませんけれども、そういう立場でまいりました。その点ははっきりしていただいて結構であります。以下、私の経験に基づいてお話しします。

とにかく、そういったことでもう世捨て人みたいなもので、こういう席に本当はそぐわないと思うんですけども、私の拙い経験が多少皆さんの、ある程度参考になれば、これはまた幸いだと思ってやってまいりました。

今、御紹介いただいたようなことですが、私は実は、もともと東京の人間でして、第二次世界大戦の末期、昭和 20 年の春に疎開という形で岐阜県の今の可児市に疎開してまいりました。ですから、岐阜県に私は別にルーツがあったわけではございません。ただ、その御嵩という町に旧制中学校がありました。近くに中学校がないということで、中学校に入って、その数箇月後に敗戦と、こういう中で最後の軍事教練を受けた昭和一桁であります。今はもう絶滅危惧種になっていますけれども、そういう関係で小さかった私は御嵩が故郷ではございません。いわば、よそ者であります。ただ、途中で男女共学になってしまいました。それで、近くの多治見女学校から来た女生徒と一緒に、男女共学を 2 年間だけ経験したわけです。御嵩の中学、高校、今で言えば中高一貫教育という、そんなしゃれたものではなくて、たまたま学生が変わったために 1 つの学校に 6 年間通ったと。それが御嵩にあったという関係でありまして、後にその同級生であった女生徒と結婚いたしました。同級生結婚です。

その相手の、女房の親父が昔、御嵩の町長をやっていたというわけで、私が東京に行って NHK 放送で最後は解説委員というのをやっていました。ところが急に、御嵩から「ちょっと来い」という話がありました。したがって、産業廃棄物処分場計画の話は全然知りませんでした。何か町長になる少し前ぐらいから、何か産業廃棄物処分場計画があるようだという話は耳にしておいたけれども、もちろん計画の内容なんか全然知らなかったです。実は今から振り返ってみますと、私が町長になる二、三年前からですね。この町に来ていた。それで、それが漏れて外へ出てきて、町民の間でこれはいけないということで、特に自営業者の 30 代、40 代の方々がグループをつくりまして反対運動を起すわけです。ところが、いろいろな事情があって 1 抜け、2 抜けして、結局、運動は挫折すると。一時期は町内に看板

を立てようかというような計画もあったようですが、結局、そこは沙汰止みになってしまったということでありました。沙汰止みになったということは、やはり、いろいろな物騒な話があったようですね。

例えば、ある町中の酒屋さんの主人が反対だというようなことを、立ち話か何かで話して伝わってくる。そうすると何か変な連中が五、六人店の前にやってきて「お前のとこの店なんか、俺たち五、六人が1週間もうろうろすれば、干上がってしまう」というようなおどしをかけられたこともあるようがあります。一緒になって町民は産業廃棄物処分場計画のことを口にすると、何となく、土地の言葉ですけれども、やらしいと。標準語に置きかえると、そのいやらしいという言葉とちょっと違うんですけども、この西尾でもそういう語感を持った言葉を、あるいは使われるのかもしれませんが、やらしいということでみんな口をつぐんでしまったと。何か立ち話でも産廃という言葉が言葉にしくなる。そういう雰囲気が私が町長になったときにありました。まず、その辺がおかしいなと、私が気がついた。

この町内の木曾川に面した場所にかなり急傾斜の谷がある。その谷を埋め尽くして、大きな産業廃棄物処分場ができるという話で、ところが町のほうから何の情報の発表もないと。その異様な雰囲気に、私は最初に気がついたんです。町長になってすぐに、役場にあった関係書類を全部町長室に集めると。全部でダンボール箱6箱分ございました。私は、暇な時間にそれを片っ端から目を通しました。次第に、私なりにわかってきた。まあ、いろいろなことがわかりましたけれども、一番決定的だったのは私が町長になる2箇月前の前町長時代に、その業者と秘密の協定を結んでいたのです。町民は一切知らされていない。出たのは町長以下、町役場の数人の幹部と協議会18人、1人欠席がありましたが、共産党、公明党を含んだ17人が知っていたというだけです。選挙の2箇月前です。それがわかったんです。これは私にとっては、とんでもない話です。御嵩町は小さな町です。一般会計で年間予算は、いまだに60億円ちょっとの小さな町です。そこに35億円の協力金というお金を、その業者からもらう代わりに木曾川のほとりに産業廃棄物処分場を建てさせる。簡単に言うと、そういう協定書です。秘密です。一般町民を何だと思っているんだと。完全なつんぼ状態に終わっている。これは私にとっては極めて異様な状態だったんです。

そこで、これはいかんと。最初に私が町長になって、最初に提案することが情報公開条例。今は全国どこの市町村へ行ってもありますけれども、当時、岐阜県に99の市町村がありましたけれども1つもない条例をつくったんです。御嵩で情報公開条例をまずつくる。とにかく物事を隠さない。一般町民に全部公開するというので始めました。当然1回目の議会で、町長派と言われている議員の間からでも、「何だって、情報公開条例とは、いったい何だ」という、今から20年前の話ですけれども「いや、これこれ、こうだよ」と説明したんですけれども了解を得られなくて、1回目は継続審議になりました。その後、懲りずに、むしろ第1条知る権利というのをはっきり明白にうたい、内容を強化して再提案して通過したんです。だから、岐阜県の市町村で初めての情報公開条例であります。

少し話が前後しますけれども、私は12年間、小さな町の町長をやりました。経験から、とにかく全ての行政は情報公開と説明責任。この2つだけをきちんとやっていけば、極端な話、あとは何をやってもいいと、私はそう思います。よろず、まず情報公開ありきであります。そして、やったことについては、かくかくしかじかの理由でこうしたんだということを、きっちり説明をする。その責任から逃れることはできない。これは行政の姿だと思います。この2つさえやっていけばいいという確信を今持っています。そうじゃなかったんですね。話は戻りますけど、これは驚くべきことでありました。それで、私を町長に担ぎ出した張本人は、町の病院の院長でした。それが私に訴えたのは、御嵩町の一番変わったのは、中山道の宿場町で古い町ですけれども、宿場町で繁栄した。ところが、今や鍋底のような町

になってしまった。何とか町を建て直してほしいというのが、彼に言った言葉であります。そのとき彼が言ったことは、この人口2万人の御嵩町に社会福祉施設というのはデイサービスすら1軒もない。町の老人たちはどうしているかという、隣の人口2,000人の兼山町、今は可児市と合併になりましたけれども、御嵩町の10分の1。その町のデイサービスに御嵩町の老人が世話になっている。これをおかしいと思わないのというふうに言われましたね。「ああ、そうだろうな」と思ったのですが、実はこの産廃とそれは随分関係がありまして、その35億円を何に使おうとしていたかという、業者からもらった金で福祉の里という立派な福祉施設をつくりたい。それで産廃業者から35億円をもらって、代わりに処理場を認めると、こういう話です。そうではないだろうと、私は。それは地面をほうような努力をしてでも金を何とか工面して、遅れている福祉施設をたとえ5年かかろうが、10年かかろうが地道にやって、地道な金でやっていくべきだろうと。そういう金で一挙に挽回するのは、とんでもない話になると。当時の担当課長は私にこう言いました。「実は35億円もらって逆転満塁ホームランを打とうとした」と。こういうことを言いました。だけど、よく行政的に考えてみますと、一般会計60億円の町が35億円というべらぼうな金をもらって、どうやって処理するつもりだったのか。いまだに、よくわからないです。

そういう中で、この問題がスタートしたわけです。当然のことながら町民には知らされていない。何となく噂話で、小和沢というところに大きな処分場ができるそうで、トラックが1日に200台、狭い道を行ったり来たりする。子供の交通事故も危ないとか、そういう話はあったんですが、そこが口にはできなかつたという雰囲気だったわけです。

そこへ、何も知らない私が舞い降りていった。こういうところだったんです。僕はとにかくどこかさなくでは仕方がないことという決意で働いたのは、幾つか理由がございます。最大の理由は第1、木曽川からその処分場の一番下流の水処理施設まで50メートルぐらいしか離れていないんですよ。こんな傾斜のところですよ。処理水が全量そこへ入るんですよ。木曽川という川は、下流500万人の飲料水になるんですよ。飲料水というのは毎日、名古屋市民を含め、西尾張、名古屋市合わせて500万人が毎日その水を飲んでいるんです。飲んでない人なんか1人もいない、500万人。その上流の土手っ原のところに、東洋一とも言うような、巨大な産廃処分場をつくっていいものか。子供が考えたってわかる話なんです。それがぬけぬけと通ろうとしたから、これはいけない。私は実はさっき言った東京からやってまいりました。12歳で来ました。戦時中、そこで木曽川から200メートルぐらいのところに家がありました。木曽川で毎年夏になると毎日泳いでアユを釣って、ウナギもやりました。当時たんぱく源なんかなかった。家族のたんぱく源になった。それは、私は木曽川抜きには考えられない少年期時代を送ったんですよ。木曽川の恵みというのは本当によくわかっている。つまり川ガキなんですよ。川ガキだった男が、何の因果か知らないけれども50年ぶりに戻ってきて、直面したのが御嵩の産廃なんですね。不思議なこととか、妙なことに、御嵩町は町内に木曽川が流れているにもかかわらず、木曽川の水は1滴も飲んでいません。これは水利権の関係もありまして、水道は全部飛驒川の水なんです。だから、御嵩の産廃場をつくって有害物質を流したって、御嵩の町民はその水を飲んでいません、1滴も。農業用水にも1滴も使っていません。ですから、反対運動を始めたときに、周りから随分言われました。御嵩は地域エゴではないかと。産廃を出してはいいないけれども、産廃を出すようなプロダクトを毎日毎日、車にしてもそうですけれども使っていて、産廃処分場は嫌だと。自分たちがごみを出しておきながら、ごみ処分場をつくるのは嫌だと。地域エゴではないかと随分言われました。とんでもない。僕は言いました。御嵩の場合、問題なのは木曽川の水があります。その水は1滴も御嵩の町民は恩恵をこうむっていない。何が地域エゴだ。35億円もらって、どんどん有害物質を木曽川へ流しても関係ない。飲むのは

名古屋とか、尾張の人間だ。それこそ地域エゴじゃないか。自分たちさえ金もらって、有毒物質を下流に流していいのか。これこそ地域エゴじゃないかと。身勝手じゃないかと反論しました。

そんなことで、いろいろとあるんですけども、とにかく12年間、政（セイ）、政治ですね。官、これはお役人です。それから業界、これはごみを出すほうの処理能法、学者連中だそうですね。こういうことを言ったんです。これは覚えていて、私はいまだに許せないと思うんです。岐阜県が慌てて廃棄物問題検討委員会をつくって、私もオブザーバーと呼ばれて毎回出ましたけれども、その席である大学の学長がこういうことを言ったんです。水環境が専門の学長ですよ。今亡くなりましたが、それが公の場面でこういうことを言って速記録が全部残っています。「御嵩に処分場ができて、処理水が木曽川に流れ込んでも、木曽川の水量は多いので希釈されて水道の水質基準を満たすだろう。」私の前で言ったんです。私は目をむいた。とんでもない、後で言いますけれども。曲学阿世という言葉があるけれども、学問の真理を曲げて世におもねるといふことは、私としては許すことはできない。いまだに許せません。屍に鞭を打つなという言葉がありますけれども、亡くなった人ですけれども学者として本当に私は許せない。素人の人が言うんだっいたらいい。しかし、水環境が専門で当時の厚生省の水道審議会の委員までやった男が、そういうことをぬけぬけと廃棄物問題の委員会の公的な場で言う、私にとっては考えられないことで、許すことはできないと思っています。そういった人との連合軍でしたから。おまけに暴力団まで雇って。私は一回死にかけました。今は日馬富士が問題になっていますけれども、私もここ、頭蓋底骨折でいまだにここがへこんでいます。もう2センチぐらい部位が、位置が変わっていたら恐らくあの世へ逝っていただろうというのが、脳外科の先生の話です。幸い、生きておりますけれども、20年前の話なんですけれども。

そういう中でやってきたわけなんですけど、もう一つ、私の今ちょっとお話しましたけれども、私はNHKの記者とデスク、解説委員をやっている間に、いろいろなことをやってまいりました。公害問題もやりました。ですから、水俣病も知っています。イタイイタイ病も知っています。私がまだ若い20代のころに三重県の津にいました。当時、四日市公害が始まったころでありました。四日市でとれた魚が何となく油臭い。これから始まったんです。その当時いたんです。高度成長の最中に、もう産廃であろうとごみ類はどんどん捨てて、ただ成長があればいいということで70年代はきたんですね。その結果が日本各地で公害を起こして、それを目の当たりにしているんです。例えば、水俣、何回も行きました。水俣については、よく知っています。水俣というのは、ああいうオープンな海にチッソという会社が毎日水を放流していたんですね。その中に一部混ざっていた有機水銀が長年の間に海水を汚して、海底の泥の中にばらまかれた。それを魚や貝が食べて、その魚や貝を人間が食べて水俣病になったんですよ。

私たちが水俣市に取材に行くと、必ずお魚が出てきます。1匹トビウオを食べたって、そんなものは出るわけないんです。水俣病の患者がどっと出たのは全部漁村です。毎日三食、魚を食べていたために、まず子供から始まったんですね。その前がネズミから始まったんです。ネズミから猫に。どうもおかしいと思った上に、人間がまず子供がやられて、それで大人までやられてしまったというのが水俣病の長い経過をたどって、ああいうふうになったんですよ。木曽川の水を1杯コップで飲んで、そしてがいて死ぬことは絶対ありません。そうじゃないだろう。水道の水というのは毎日毎日飲まない人はいない。水俣と同じではないかということ私を申し上げると。イタイイタイ病しかり。その岐阜県の廃棄物検討委員会の座長をやったのは、そのイタイイタイ病を否定した学者です。これも故人ですが歴史に残っているんです。イタイイタイ病もよくわからなかった。神通川の流域で骨が侵されて、カドミウムなんてことは当時全然わからなかったんです。神岡鉱山の鉱採から流れ出たカドミウムが神通川を流れ下って、付近の水田に入って稲も全部汚染されて、それを食べ

ていた人たちが長年の間に侵されて骨がぼろぼろになってしまう。体が動くたびに骨がぼきぼき折れて「痛い、痛い」と言って死んでいく。それでイタイイタイ病と言うんですね。それものにカドミウムだということがわかったのは大分たってからです。カドミウム説が出たときに否定した学者の先頭に立ったのは、私どもの岐阜県の御嵩問題を審議する検討委員会の座長だったんです。これも国立大学の学長です。私にとっては許せない話です。過去のことを調べれば全部出てくる。なぜその学長がイタイイタイ病のときに、カドミウム説を否定したかということ、自分のところの大学の医学部の実地として、神岡鉦山病院にその医者を送っていたんです。そういう関係なんですね。それでカドミウム説を否定して、学生たちが本当に困ったんです。罵倒され、討論会当たりでカドミウムなんていう説はおかしいということを、非常に弁が立つ男ですから否定されてしまって、一時期はもう大混乱だったんですね。結局、今ではカドミウム説がもう確立されているわけですから。それさえも長年にわたっての進行だったんですね。だから、その辺のことを考えてないと環境問題の、これはもういわゆる産廃だけではなくて環境問題全体。このCO2の問題でもそうですね。

ゆで蛙という言葉があり、鍋に水を入れて蛙をぽんと入れると、蛙はぴよんと出てくる。それを入れて下からだんだん温める。そうすると体が温まってきて、最初蛙はいい湯だなと思っていると、そのうち、アチチになって飛び出そうと思うが、もう手遅れというのがゆで蛙という言葉なんです。

環境問題はその典型的な例です。長年かかって汚染して、ところが気がついた段階ではもう、もとに戻らない、戻りにくいというのが環境問題の一番厄介なところなんです。急に、それこそミサイルが来て、ぽんと付近の建物が壊れてしまったりか、地震で倒壊するとか、よくわかりますね。変化があつという間に変わりますから。ところが環境問題の変化というのは、本当にじわじわ、じわじわと来るわけですね。しかも気がついたときには、もとへ戻らないんです。この産廃の問題においてもしかりです。

あの有名な瀬戸内の豊島へ何回か行きました。中坊公平さんと一緒に組んでですね。今年、20年かかって、やっと撤去が終わった。これが大体御嵩と同じ80万トンから90万トンぐらいですね。そういった歴史がございました。そういうことで、私はこれをどうしても反対しなくてはいけないということがあります。

そんなことでやっている間に宮城県白石市の市長がやはり産廃問題で苦労して、ある日、電話がかかってきて「産廃問題で全国の市町村で非常に困っているところがいっぱいある。都道府県知事が許可権者であって全国市町村の首長は何ら権限がない。一番迷惑するのは市町村の首長である。何とか全国的な組織をつくらうではないか」という話でした。そうだなというようなことで、全国産廃問題市町村連絡会というのをつくりました。それで白石市長が「あなたは産廃のシンボルだから」会長をやれって、まつり上げを食って会長をやりました。ですから、私は北海道から九州まで何十箇所と産廃の現場を歩いて、現場を知ったんです。

ちょっと話はそれますが、昨日今日当たり問題になっている例の森友学園。あれは結局、産廃の問題なんですよ。ちょっと野党の攻めどころが甘いんです。甘いので僕もいらいらしているんですけども、あれは何か昨日当たりからちょっとぼつぼつごね始めましたけれども、トン当たり2万2,500円の見積もりでやったんですね。僕に言わせると、とんでもない話でありまして、産廃と言っても、いろいろあるわけですね。非常に有名なものとか、そのほとんどが余り害を与えないようなものもあります。ピンからキリまであるんですよ、産廃と言っても。それにトン当たり2万2,500円。いかにもちょっともり過ぎだなと思って笑っているところなんです。そういったことで、産廃について私は一応場数は踏んでいます。だから、そういった意味で産廃というのは、処分場というのはどういうものであるかということ、私は知っているつもりであります。

そこで、一色の話に戻りますけれども、幾つかの私なりの反対の理由がございます。第一が、やはりこれは水に関するお話です。三河湾というのは、皆さん御存じのとおり、渥美半島と知多半島で囲まれた、いわば閉鎖水域です。だから、太平洋の水が、しょっちゅう入れかわっているわけではないわけですね。しかも三河湾というのは矢作川とか、その他の川も昔からあって上流からプランクトンが流れてきて、三島由紀夫ではないけれども、豊穰の海ですよ。それは全国的にウナギ、アサリとか有名ですよ。いいものがそろった。これはやっぱり、それだけ地理的な条件に恵まれていた三河湾ですね。そこへ大規模な産廃処分場をつくっていいのか。これは先ほどの御嵩の木曾川の土手っ原につくっていいのか。という話にもなってくることなんです。私はもう年なので、ウナギがちょっと油っこくて敬遠しているんですが、うちの者とか孫たちなんてウナギには目がありません。東京の孫なんか、名古屋のひつまぶしを食わせてあげると言ったら、すぐ新幹線ですっ飛んできます。新幹線代をこちらが払わないといかんのですけれども。そうしょっちゅう呼んであげるわけにもいかないんですが、本当に目を丸くしてウナギ、若い孫が食べるんですね。それを見ていて、本当感心しているんですけれども、一色のうなぎですよ。そういうのは僕の孫のことで個人的に話をすると、孫のためにも、三河湾のウナギを守らなければといかんと思っただけなんですけれども、そういった閉鎖的な海、汚れやすい海でこういうことを展開するといふのはいかになものかという、私の重大な疑問であります。

処分場ですね、聞くところによると、規模は最初、今1,000万トンになっていますけれども、これがちょっとやはり大きすぎるということですね。だから、私の知っているのは、やはり大体100万トン以下ぐらいですよ。それが500万トンとか1,000万トンというのは、少なくとも私が知る限り、日本ではないですね。アメリカのアリゾナだったら今も砂漠に行けばあるのかもしれないけれども、大体、許可の取りやすさとか何かで、やはり大体80、90万トンというのが、日本のその管理型の、産廃処分場の常道です。その500万トンと、これは聞いたこともありません。巨大すぎる。巨大すぎるということは、先ほどの環境問題がじわじわ来るといふ話で、この山に登って撤去しようといふたって容易なことではないです。先ほど申し上げた豊島が80、90万トンですね。それで専用船までつくって毎日毎日何往復して、近くの直島という島に運んで処理をして10年かかったんですよ。今、まだもとの海に戻っていません。そのままです。それが500万トンということになると、これはもう不可逆ですね。途中でもうこれはやばいからやめようということになっても、あとどうするんだと。これはタイムアウトです。産廃のこの最終処分場ですよ。永久にそこに残るんです。それが太陽光線にさらされ、雨に降られ、いろいろな化学的変化を起こす。何年たったら無害化するのか。今、日本中で科学者が、それを知っている人は1人もいないです。セシウムが何万年と滞留するか知りませんが、気が遠くなるような話です。そこが100万トン200万トン入れて、途中でこれはやばいぞと行ってやめるなんて言ったら、どうするんですか。戻ることはできないんですよ。だから豊島で大騒ぎになって、国も渋々と代執行をやったんです。大変なお金をかけて専用船までつくってやった。それを考えると、とてもじゃないけれども、これはいいというわけにはいかないかなというの、私の考え方です。

例えばよくあるケースですけれども、業者の方が産廃処分場を埋め立て始めて、途中で何かの理由によって会社がだめになった。破産という状態になったのはいっぱいあるんです。私は問題になっているほとんどを日本中、歩きましたから。それがどういう姿になっているのをよく知っています。そのとき誰が、どういうふうな責任をとるのかなと。業者が破産してしまった場合、はい、さよなら。これで終わりなんです。誰が責任をとって、もとの三河湾に戻すのか。私は聞きたいですね。

あの許可権者は今の日本の構想のもとでは、県知事ですね。先ほどから言うように、市町村長には何ら権限がありません。市町村長の意見をつけて、県へ上げてても何の法定効果もございません。だから県

知事次第ですね。ですから、この辺はよくわかっておいていただきたい。私も知事と 12 年間やりました。この知事、皆さん名前を覚えているかもしれない。「梶原 拓」という知事です。先だって亡くなりました。全国知事会長をやりました。中央政府と戦ったんです。戦う、切りかえる、音頭をとった男です。それはそれでいいのかもしれないんです。市町村の抱えた産廃問題については同情どころか、自分が陰にしる陽にしる、推進者でした。御嵩町のホームページをまだやっているころ、私は彼に対して、私の疑問と心配を 55 箇条に書いて知事に出しました。それに対する回答を全部オープンにしています。あとネットで調べていただければ、わかると思います。実に理不尽です。まともに質問に対して答えてないです。その知事がかわったら、間もなく裏金。皆さん、中には記憶している方もいるかと思いますが、岐阜県知事の裏金問題。何と 19 億円の裏金を副知事時代からやっていた。だから 3,500 万円だけは返したんですよ。ばれて、それは全国知事会の会長がですね、裏金 19 億円をやったといういい話ではないですよ。これも死んだ人に対して、屍に鞭打ちたくはありませんけれども、はっきり申し上げておきたい。おかげで知事がかわって、がらりと変わりました。今の子どもたちは僕に「柳川さん、ぜひ話し合いで解決させてください」と「もちろんです」と言っていたんですね。

僕も 3 期でやめるつもりだったから、やめる 2 箇月前に僕は次期は出馬しませんからと彼だけに手紙を書いたんです。そうしたら彼は慌てて、だから、その業者と県知事と私の三者会談は私の町長の任期満了 2 日前に現状で、ばたばたとやったと。その 2 年ぐらい前から、業者のほうから私の弁護士を通じて名誉ある撤退をしないと。私が言ったんです「お前のところにどんな名誉があるんだと。」弁護士にそんなもの蹴飛ばせと。蹴飛ばしました。もうそのときから白旗が掲げているなということはわかりましたから。古田知事のその裁定で、結局話し合いということは、業者が申請を取り消し。取り下げることによって決着した。それで業者は取得した 80 ヘクタールの土地を岐阜県に無償で寄附して去っていききました。今は別の商売をやっていますけれども。そういうのが大体の、その御嵩の結果です。

あと、残った時間は質疑応答に応じます。どんなことでも結構です。

以上です。ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。公害問題、環境問題の原点について、行政の面から、あるいはそれを通じての学者の問題、行政、議会の問題について、広い見識かつ非常に具体性を帯びたお話をいただきまして、委員の方で、御質問ございましたら、受けつけたいと思います。

お話をいただき、本研究会の協議をしていく上での参考にさせていただきたいと思います。

木曾委員

はい。では、あの質問というか、半分コメントに近いかもしれません。

今お話を伺いまして、法の整備の問題を 1 つ最後のほうで、廃棄物に関する法律のことで、お話触れられたと思うんですけども、ちょうど今から 20 年、30 年前。法律そのものはもう少し古いんですが、元町長のお話にあった時代。日本の廃棄物の埋立処分地が非常に不足していた時代だと言われておりました。そのころにできている、運用された法律というのは、廃棄物の埋立地をつくることを前提にしているための法律という、そういう枠組みでつくられていると思っておりました。それが現在でも全く姿を変えていないのではないかと。私自身そういう印象がございまして、そういうような感覚はお持ちだったのでしょうか。法律そのものが、そういう性質のものだということ、お感じになっていましたでしょうか。

柳川氏

法の制度は私の始めた、その 20 年前に比べると何回も改正されて、今はそれなりによくはなっています。しかし、まだまだ不十分ですね。ですからこの際、皆さんよく覚えておいてほしいんですが、産業廃棄物というのは、これは排出者の責任なんです、今の日本の法律では。一般廃棄物は市町村の責任です。産廃は排出者の責任なんです。この辺をはっきり分けておかないと、ごちゃごちゃになります。例えば工場が産廃を出すと、原則は出した産廃は自社処理。自分のところでちゃんと無害化させて減量させて処分をするというのが、大原則なんです。

ところが大概の会社は、そんなことに手間暇かけるわけにはいかない。そこで、産業廃棄物業者、運送運搬業者あるいは処理業者に、お金を払ってトン当たりいくらという、お金を払って処分してもらうのが今主流ですね。ですから、一般廃棄物とは全然違うんです。ですから、さっき言った地域エゴではないけれども、お前のところのごみを出したので、自分のところに処分場を引き受けるの、反対するのはけしからんという声。これは全然、的外れなんですよ。本来、排出者は自分で処理しなくては自分のところの責任で処理するのが原則なんです。そこを間違えていますと、えらいことになる。産廃業者というのは、いわば便宜的にやっているわけですよ。だから、この辺、国が、腰がしっかりしていないものですから、問題がある。私も一時期、3セクターがいいとか、あるいは国立の廃棄物処分場があってもいいのではないかと考えたことはあるんですが、それも1つの手なんですけれども、ただ逆にそうなると、取り締まる側と捨てるほうと同一人格、同じ人格でやるというのは、そこはちょっと問題だという点もあるんですね。ですから、必ずしも3セクターがいいとは限らない。だから、日本も3セクターの市はありますけれども、ほとんどが業者がやっているわけですね。だから非常にその辺のごみ行政、特に社会行政というのが国の責任なのか。都道府県の責任なのか。市町村の責任なのか。これが非常に曖昧なところが、いまだにだめですね。まだ法制度が腰が引けています。そこで迷惑するのが、市町村が一番今、迷惑してしまっただけですよ。

木曾委員

ありがとうございました。

会長

ほかにございませんか。

折出委員

私は教育学をやっているものです。学者のあり方について大変厳しい御指摘になりました。これから質問です。本件は予定されている計画地から、入江を挟んで約 150 メートル離れたところに公立中学校のグラウンドと校舎があります。ここで生徒たちが学び、生活をします。こういうケースは全国を回られて見て、ありましたでしょうか。

柳川氏

一定以上の規模の産廃処分場、私は大きいところしか行っていませんけれども、そういう例は聞いたことはありませんね。やはりこれは近いですね。

ここは悪臭の問題もあるでしょうし、空気の汚れというのはあるでしょうし、いわゆる重機だとかトラクターとかは使いますから音の問題もあるでしょうね。それで、先ほど言い戻してしまいましたけれども、それでは県民に際する影響。それから先ほど言った交通ですね。10 トンダンプは1日に何百台こ

こを通るわけですね。当然、交通量もふえるでしょうし、その辺の問題は確かにあります。学校の近くという、そういう法的な制限があまりないんです。だから、その辺でわかったことはあるんですけども、とても適当とは言いがたいと思います。

会長

ありがとうございました。たくさん御質問もあるかと思いますが、この1回目の講話を聞きまして、一応これで御質問をきりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

少し休憩いたし、10分から次の会合を開きたいと思います。

### 3 報告

#### (1) 経過報告について

事務局から以下の2点について報告

- ・三河湾沿岸の環境・生活・産業を守る会から市長に、新たな産業廃棄物最終処分場の建設反対等を求める要望書が提出されたことについて
- ・産廃跡地の除草が行われたことについて

### 4 議題

#### (1) 第2回研究会の委員発表に対する事後質問について

会長

引き続きまして、第2回の研究会で高橋委員それから鈴木委員の発表がございました。そして、野田委員のほうから書面による質問が出ております。その内容は資料2のとおりでございます。高橋委員とそれから鈴木委員それぞれ質問内容が出ておりますけど、もし、ここで御回答いただけるようでしたら、お願いします。質問内容を申し上げます。

質問（高橋委員）

津波が到達した結果、浸水した場合、希少生物や絶滅危惧生物はどのようになるのでしょうか。

高橋委員

今の状態のままで、堤防が壊れて水をかぶったといった場合、今、埋まっているものが出てきた場合はもちろんその水で生田のその中の水路からそこら辺に、生活しているこの前お話しした鳥には影響があった上で外のものにも影響があるだろうと。

なおかつ、これからもし産業廃棄物施設ができたとした上でそういうことあった場合には、完全にひどいことになってしまうということです。今のままで、今埋まっているものが処理された、無害であれば、一旦水をかぶっても水が引けばまた同じ生き物が住める環境には戻りますということです。

質問（鈴木委員）

拡散問題だけを取り扱われていましたが、移流も考慮した場合はどのようなことが予想されるのでしょうか。ということでございます。

鈴木委員

これは私のちょっと言葉の使い方がまずかったのかもしれませんが、汚濁物質と想定される物質の、

要は広がり具合を計算したわけですが、その計算式というのは基本的には移流と拡散が入っている式ですので、先日お見せした結果は移流は考慮してあるということでもあります。

(2) 周辺環境への影響等に関する委員発表について

「産業廃棄物処分場の現状と課題」：木曾祥秋 委員

(パワーポイントで資料を表示しながら説明)

木曾委員

御紹介いただきました木曾でございます。私は産業廃棄物処分場の現状と課題というタイトルをつかまして、4項ほどここで話す内容をまとめておりますが、産業廃棄物の現状、中間処理、この2つにつきましては、現在の環境省が公表しているデータ、環境省が取りまとめたデータで何が見えてくるかということをお話したいと思っております。

処分場、水質ということに関しましては、1990年代ぐらいにはかなり研究事例がありましたので、そのぐらいのころを中心に少し資料をお見せするという程度で、分析・解析まではなかなか至っておりません。あとは、課題と事例ということをお話をさせていただきます。

最初に御紹介するのは産業廃棄物の現状ということで、環境省が監修した資料で日本の産業廃棄物という冊子がございます。改訂7版ということで、これは平成26年度のデータに基づいて、資料をつくられております。それで、この資料をそのまま使いましたのは表がカラーでできていてきれいだからという理由でありますので、それで御紹介します。

これが産業廃棄物の排出状況ということなのですが、現状、日本では4億トン、東京ドーム320個分の排出量があるんですよということです。それで、一般廃棄物では圧倒的に多い、上の濃い茶色のところが一般廃棄物、下が産業廃棄物。とは言いながら以前と大分違いまして、26年当時発生する産業廃棄物に対して最終処分量というのは3%に減っております。それで、途中の再生利用、再利用とか、そういうのも増えてきております。30年ほど前と比べたら圧倒的に増えている。それから、中間処理もかなり増えております。それで、分別も増えておりますので再資源化というのはかなり増えており、最近のビルの解体工事なんかを見ますと、まず破砕いたしまして鉄筋とか鉄骨とコンクリートを分けまして、コンクリートでもさらに砕いて骨材とそれ以外と分けて再利用できるものは再利用するという形で、30年ぐらい前と比べるとこの最終処分量がかなり減ってきているという現状です。

ちなみに、1年後1番新しいデータが平成27年度であります。これにはあまり変わらない、ほぼ同じということになっております。これは、28年度事業の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書というのがございまして、その概要版から取ってきたデータが赤であります。1年違いでほとんど変わりません。これは、再生利用とか減量化とか最終処分量がどういった変化をしてきているか、ここ14年ぐらいの間の変化ですが、非常に最終処分量が減ってきているという、これは全般的にかつてよりは再生利用、再生利用、無害化というのが進んできているということは見えてとれます。

それで、その産業廃棄物は分類があるのですが、汚泥だとか廃アルカリ廃酸とか廃アルカリとか鉄、ゴムくずとかいろいろありまして、その分類項目は法律で決まっているということで、その項目ごとに再利用率とかまとめられております。

もう一つは産業廃棄物の中間処理と最終処分ということで、最終処分場につきましては一番有害性の高いものについては遮断型、それから比較的安全性が高いといえますか必ずしもそうとも言えないのですが、安定型の処分場、それからここで計画されているのは管理型の処分場だと言われておりますけれ

ども、こういうものが全国でどれだけ場所があるか。それから中間処理では特に焼却施設だけ選んでもこれだけ種類がいろいろあります。これは最終処分場の残余容量及び残余年数。この残余年数というのは30年ぐらい前はこんなになかったですね、3年もなかったです。当時の厚生省は、この残余年数をふやすいわゆる処分場確保に血道をあげていた時代がございます。一般廃棄物も産業廃棄物も含めて、そういう時代がございます。今は、最終処分量の割合が3%ぐらいまで減ってきておりますので、かなり残余年数と言いますか、余裕が最近は出てきているようにみえています。これをこれだけ持つんだよという意味にとるわけではないのですが、逆に言うと産業廃棄物の処分地がだいぶ確保されている、その上にさらに処分量が減ってきている、こういう状況になります。

それで、実際に処分量を将来どう予測しているか、これは環境省の予測であります、因子があります。予測するにはどういう因子を入れているか。人口減少社会を迎えておりますので、まず将来の人口予測がまずあります。それから、これが高いのか低いのかわかりませんが、GDP将来予測、何%に見込むか。それで、リサイクルの推進、これをちょっと高目に見積もっているかなという嫌いはあるのですが、大きくはこの3つ。あとは中がちょっと細くなるのですが、こういうものをベースにしながら将来の経済予測、人口予測等含めて廃棄物の処分量、最終処分量の予測をしていくと。

平成12年度で4,374万トンの処分量がありました。21年度になるとずっと減ってきております。現行が27年度目標ということですが、こんな数値になっております。少し21年度よりふえておりますが、32年度推計になりますとさらに減っていつております。すなわち、日本の産業廃棄物の最終処分量は減る傾向にあるということだけはわかる。こういう因子を考えてもわかりますね。一応参考までにこの環境省のホームページを見たら出てきます。

これは概略です。ここまで先ほどの資料とかこういう環境省の資料で今の産業廃棄物がどういう年度においたということをやちょっと御紹介しました。

次は中間処理ということについて簡単に言っておきたいと思うのですが、中間処理と言っても安定化、要するに有機物が入ったものを土に埋めますと微生物が働きまして、これを分解してメタンガスをつくったりします。そういうのをしないようにできるだけ安定化させ、有害なものを無害化する。いわゆる無害化と言っても溶け出さないようにするとか、有害なものをできるだけ取り出すというようなこともあります。ただ、多くの場合はこれはもう溶け出さないような処理です。

それから再生利用と減量化。これは、圧倒的に多いのですが、汚泥、どろどろのものを脱水して減量化する。それから焼いて、焼却をして減量化する。この2つが圧倒的に多いです。体積と重さでいきますと。それで、通常焼却施設というのがよく使われますが、中間処理ですね。これは能力の分類が1時間に、2トン未満、2トンから4トン、4トン以上焼却できるという能力が3段階に分かれます。

それで、焼却方法、方式として連続ラン、24時間ずっと稼働しているタイプ。それからバッチ炉といって1日に稼働時間が8時間から10時間とか12時間とか、24時間動かないタイプ。それから構造、これいろいろありまして、固定床炉とか流動床炉とかストーカ炉。ほかにもいろいろなタイプの炉がございます。ちなみに、西尾市のクリーンセンター、これは一般廃棄物ですけれども、ホームページから見ますと1日65トンで炉が3基あって、連続式で方式は流動床炉だと。こういうふうな紹介があります。

それで、中間処理として焼却炉というのはよく使われております。これで問題なのは、一般廃棄物もそうですが、ダイオキシン類の排出基準というのがございます。それで、一番規模の大きいものになりますと廃ガス1立方メートル当たり0.1ナノグラムTEQと、こういう単位を使うのですが、毒性で標準化した値ということ。極めて低い値ですが、規模が小さくなると徐々に基準が弱く甘くなってきます。

ダイオキシンがどうして出るかというのも最初はよくわからなかったのですが、燃焼した廃ガスが冷却をしていく廃ガス処理をするために集塵機だとかに入れる前に温度を下げるわけですが、これをゆっくり下げますと300度とか500度の間、この範囲の温度を徐々に徐々に下げていきますとこの時間が長くなる。そうすると、この範囲でダイオキシンが再合成されるという、そういうことがあります。それで、この温度範囲をできるだけ瞬間的に下げられるようにしたというのが今の炉の技術であります。それで、これが大事なところですが、この規模が小さいほどそれが難しいということでもあります。

もう一つは実際にダイオキシンが濃度測定されたらどんなレベルにあるか。4トン以上の規模の大きなもの、ほとんど基準値を超えるものが非常に少ないということでもあります。基準値は0.1だったので、やっぱり基準値を超えるものは多少あります。ところが、真ん中は抜きますが、小さい規模になってくると基準値が5なんです、これを超えるものもあるということですね。これは汚泥の焼却、廃油、木屑、それぞれでこうなのですが、規模の小さい焼却炉が中間処理場にできますとやっぱりこういう可能性は高い。

それにもう一つ問題は、連続式の炉、バッチ炉ということでも違います。それでバッチ炉のほうが、ダイオキシンが出るリスクが高い。それで、これも要注意すべきデータです。バッチ炉というのは、朝立ち上げて温度を上げて燃やします。それで定常状態で燃やしますが、ある時間、例えば夕方になると火を落としていくわけ、温度を徐々に下げていきますが、測定しているのは安定操業時です。立ち上がりとか立下がりや、温度を下げている状態のような途中は測っていません。一番ダイオキシンが出やすい時間帯は測っておりませんので、現実どれだけ出ているのかということとはなかなか調査されません。ダイオキシンの分析は高いですから、1検査代7万円から10万円相当ぐらいだと思いますので、そう簡単に分析が出せるわけではないのでやはりなかなかしない。それでこういう規則等に定められているのは安定値の測定ということになっております。それで、同じような処理能力別で見ても同じですけれども、規模の小さいほどやはりダイオキシンが出る率が高いということです。

次に3番目としては、処分場の水質ということになるのですが、汚染水が発生するのはどこからかという問題で、1つは中間処理がある場合には焼却施設の冷却水、スクラバー排水ということです。私も現地を見学させていただきまして、その古い処分場にはその浸出水の処理をするところがありました。これは処分場に雨が降りますと埋め立てたところに浸透、浸み込んでいって中に埋めたものから汚染物質が溶け出てくる。それでこれが、さらに下にシートがありますからそのシートに止められて出てくる浸出水、さらにその下までもぐってしまうケースは地下水ということになります。

廃水の処理については、それほどあるわけではないですけれども微生物による処理、それから凝集剤で重金属とか濁りの成分が除去できます。砂ろ過、ろ過して残る物質に対して活性炭吸着というのがあります。他にもるのですが、こういう廃棄物埋立地の廃水処理というのは実に難しいです、実際問題。私はどちらかというと処理屋さんだったのですが、極めて難しい。ここの当該施設の古い水処理施設と言うのは凝集剤というよりは、薬品を入れて重金属を取り除くというのが目的だけの処理施設だったようであります。こんなフローシステムになっていたようであります。

ちなみに今現在、処分場からの排水基準というのがこれだけ項目があるんです。それで、どんどん増えてきておましてどんどん厳しくなってきました。それで、一番新しく基準が変わったのがちょうど1年ということですが色がここですけれども、どんどんふえていく傾向にあるのですが、今わかっているものがこれだけだということを御理解ください。規制があり、これだけ測ったら十分だということではなくて、これだけのことはどの基準値を設けることができたというので、将来またふえる可能性もあるということです。

地下水の場合少し少なくなります。水質にもダイオキシンというのが書かれております。それから、管理型最終処理場の放流水の基準があります。測定状況というのがありまして、ホウ素、フッ素、アンモニア、この辺が一応報告されているデータです。基準値ぎりぎりというのがこの辺であります。それで、タイプでは海域外放流と海域放流ということです。海域外というのはもう内陸で放流されている、いわゆる川に入っていくタイプです。それで、海域放流というのが大体基準が甘いのですが、それでも超えるものがあります。

大体海域放流というのはどちらかと言うと完全に民間がやっている処分地よりは、第3セクターのようところでやっているようなものが多いかと思えます。それでもこれだけの項目だけでも基準をクリアするのが少し難しいものもあります。

それから、これが最終処分場周辺の地下水の状況ということです。これも産業廃棄物処理施設状況調査報告書というのがありまして、管理型で不適合というのが4.1%あるということなのですが、実は回答していない処理施設が8%近くあるのです。こちらも問題であります。案外無回答というものがあるんですね。これは、行政が調べて回答していないという意味ですから、これは1つの資料になるかと思えます。

それから、同じ資料で地下水が基準値を超えた、これは県名があるのです。1から47まで、こちらも含めて県と市ですね、ほとんどが県であります。処分場の施設名がアルファベットで書いてありました。それで、基準を超えた原因というのが書いてありまして、それでどういう対応をしたのかというのがあります。

問題は、基準を超えた原因というのが全て不明なのです。それで、原因不明であるからゆえにどういう措置を講じたかという、継続監視だけです。要するに、水質が悪いからといって対応できたためしがないという意味になるということです、残念ながら。

これは、大阪の舞洲という島にある、これは汚泥の処理センターの写真で、ユニバーサルスタジオの向かいに島がありましてそこにあります。それで、これが一般廃棄物処理場の外観の写真になっております。最近では、ごみ処理場は外国人も含めて観光に来ているようです。

それで、最後、課題ということでちょっと整理させていただこうかと思っております。先ほども柳川様から話がありましたように、産業廃棄物は極めて多様であります。質と量、これが時期とともに変わるわけです。季節によっても変わるでしょうけど、経済環境によっても変わるわけです。当然、浸出水、地下水の水質も変動します。それと、2番目、放流水が基準を超えた場合どうするのかということ、ほとんど適切な処理技術がない水質項目が多いです。有害有機汚染物質に至っては特にそうです。重金属は、まだ処理しやすいほうなのですが、処理しにくいものがたくさんあります。後で具体的に少し触れてきます。

産業廃棄物というのは全国を移動します。一般廃棄物と違い、全国を移動します。これは、首都圏、東京を中心に、東京都この圏内でどういうふうな移動をしているか。例えば、神奈川県とか東京都から中部地方に移動しているものがあります。そのほか東北、北海道地方に移動しているものがあります。中国地方までいっているものがあります。九州までいっているものがあります。というように、市場原理によりまして産業廃棄物というのは質も量も全国を移動します。ということが、一般廃棄物と決定的に違うところです。これが、また1つ経済原理に引っかかりますのでどういう変動をするのかわからないところでもあります。これが1つ課題と言えば課題です。

今言いましたように、質と量というのは経済環境にすごく依存します。それで、工場の増産、減産、海外移転、これによっても廃棄物の量と質は変わります。今、廃棄物の越境移動を制限する国際条約が

ありますので、廃棄物そのものが海外に移動する例が少なくなりました。一時期、日本にもありましたけどもフィリピンに廃棄物という名前ではなくて輸出されて中身は廃棄物とかいう時期もありましたけども、こういうことも起こります。

5番目、先ほども御指摘がありました産業廃棄物企業の事業継続性が保証されるのかという問題です。廃業したり破産しても最終処分場が残ります。それから、最終処分場は長期に管理が必要です。先ほども浸出水の話をしましたけど、いつその処理をしなくてよくなるかというのは全く先が見えないのです。未来でどれぐらい管理が必要かというのは全く予測ができないのが現状であります。それで、すなわち工事の完了というのは予測できない。先ほどもありました、愛媛県豊島の例がそうであります。

それで、少し関連するので愛知県と政令都市とその中核都市における、許可件数というのがこれぐらいです。26年度で20件、最終処分のみで20件の許可件数があつて中間処理と最終処分が17件あつたようであります。これは環境省のデータです。それに対して、処理業者の処分の件数というのがあります。これは、法律の条項によって少し対象が違ふのですが、許可の取り消しというのが17件あります。停止命令が7件あります。改善命令もあります。改善命令がこの中では1番弱いんです。改善命令に行く前に、注意とかいろいろあります。指導がかかっていますが、それにもかかわらず改善されない、では停止を、では許可の取り消しを、というように強くなってくる。これが大体、愛知県の場合、年間の許可件数と同じくらいに近いような数値になっています。許可が取り消されても、処分場の場合そのまま残りますので、かなり課題かと思ひます。

それから、少し紹介をしたいものが見つかりましたので、最終処分場の安定操業に関する手順書というものを千葉県がつくりまして、この手順書の中でも特に東京湾岸低地における留意事項というのがあります。ちょうどここも、地震や災害が起こったときに類似の地形、地理条件ではないかということで少し参考になるのではと思ひて紹介しました。

地形、地質に関しては水文地質構造を詳細に把握することが必要だと。それから、地下水の変動に伴う揚圧等に注意がいります。地下水位の低下に伴う圧密沈降を考慮する必要があります。土木的な要素で、事前の調査がいるということです。

それで、降水量につきましても処理能力と関係しますから降水量の多い時期に対応できるかどうかということも項目として挙げられています。それで、さらに特に留意しなければならない調査ということがありまして、地質調査、軟弱地盤に対する調査。地下水調査、年間を通じた水位変動の把握、降水量があります。それで、液状化調査、地震時の液状化の可能性について確認をするべきなんです。それから、地震解析、想定される揺れを考慮して耐震性を強化しておかなければならない。これが、千葉県が最終処分場の安定操業に関する手順書という形で、県独自の要綱をつくる上での条件というか考え方というものを整理しております。これは、ホームページから見ることができますので、こういうことを十分に検討された結果かどうかというのが大事なことかと思ひます。

水質に関する事例というのは90年代ぐらいしかないんで、細かいのがずっとありますけれども、これは有害物質が検出されたもの、これはほとんど有機物です。それから、外因性内分泌攪乱作用物質というのがあります、いわゆる環境ホルモンです。これも検出されております。それから、これは廃ガス、処分場からメタンガス等とか一緒に出てくるガス成分、その揮発してくるガス成分、気体成分です。こんなものがこんなレベルで出ていますということについて1990年代に測定されたものを、まとめたものであります。

2000年代になりますとあまり報告がなくなってきました。これは新潟県、こちらが千葉県の報告でありますけど、県の研究センターとか研究所の年報の中に出てきます。これを見ると、こういう化合物は季節

変動が大きいです。有機物とか窒素だとか鉄、1,4 ジオキサンというようなものは埋立処分が終わってからのほうが高かったです。こういう事例も見つけることができます。

問題は水質評価の考え方ということになるかと思えます。人の健康に有害であると特定された。いわゆる有害物質は水質基準項目となっています。これは化学分析による測定を行える物質ということになっていまして、法的な報告はこの項目のみです。それで、特定できない物質による有害性の評価、これが悩ましいところであります。未知物質であるとか複合影響ですね。これを評価するのは非常に難しい。そこで、生物を使った調査というのですとか、魚毒性だとか細菌への毒性、細胞レベルで考える変異原性、発がん性、こういうようなものがあります。それから、生態系に及ぼす影響。いわゆる外因性内分泌攪乱作用物質というものがあります。こういうものは全て水棲生物を通じて野鳥等への影響が懸念される物質ですが、これの評価の方法、またはこれで評価した値からさらに生態影響評価というのが非常に難しい。内分泌攪乱作用物質、いわゆる環境ホルモンについては、いつの間にかどこに行ったのという状況に今なっています。1990年代話題になったときにSPEED'98というプログラムが動きました。そのとき65物質リストアップし、どういうものを検討課題にするか、どういう物質を研究するかというようになりました。それで、2005年、2010年、2016年、今EXTEND2016という名前になっていますが、今は検討すべき対象物質は132物質に増えておりますが、相変わらず検証方法がよくわからないという状況になっております。それで、そのために環境、生物をモニタリング、外国の文献の調査、治験方法そのものを検証を行うというレベルのまま今まで続けております。未だによくわからない、わからないから影響がないというわけではありません。影響があるかどうかすらわからない、その評価の方法がないというのが現状かなというふうに総括されるような状況にあります。成果が出ないから環境ホルモンが研究者から忘れ去られていくという状況になります。それで、研究方法がわからないからデータが出ない、データが出ないものは学者は論文を書けないのでそんな研究はやめたほうがよいという状況にあります。

少しはしょってしゃべりましたが、どうもありがとうございました。

## 質疑応答

### 高橋委員

元を正せば一色の産廃の埋め立て跡地というのは、逃げてしまった産廃業者が元で今の状態になっているのですけれども、本来だったら、許可を出した県がきちんと処理をしなくてはならない。県なりが代執行してやったという例はあるのでしょうか。

### 木曾委員

私はその辺について、あまり具体的な事例を知らないのですが、むしろ柳川元町長のほうが詳しいかもしれませんが、既に私も課題の中で1つ申し上げていましたように、今、前の埋め立てをやった業者がもう既にないないという状況があるわけです。この状況がもう一度起こる可能性は否定できないわけです。そういう中で、一体処分場とはどういう姿になるのだろうかということを考えないといけないかと思っております。

### 事務局

今の質問に関してですが、ダイコー問題、皆さん御存じだったと思います。C o C o 壺番屋が出した廃棄カツがダイコーに渡ってダイコーが横流ししたという、このダイコーの廃棄カツ問題につきまして

は、愛知県が行政代執行をやっております。その中で、C o C o 壺番屋にも責任が求められたというように聞いております。以上でございます。

鈴木委員

前回の委員会で、私のほうから三河湾への影響の可能性という点でお話をしたときに、当該地域の地震時の液状化の可能性、津波による浸水の可能性について防災マップがつけられている。それを見ると、もし万が一、大規模な地震等が発生した場合の脆弱性がほかの地域よりも高いのではないのかというように私は感じて、仮に海水に曝露された場合にどの程度広がるかという仮定の話をしたわけですが。これは、千葉県を取組例で先ほど御紹介があった中で特に留意しなければならない調査というところで、その液状化の問題ですとかそういうものが挙げられていましたけれども、これは、実際液状化の可能性のある地域だとした場合に、そこはいわゆるそういう施設の立地という視点から見た場合に、当然適地ではないということになると思うのですけれども、それはどの程度に扱われるのか。

それを少し教えていただきたいというものなのですけど。

木曾委員

それは千葉県に市のほうから聞いていただけると。ただ、私が入手できる資料というのはそういうこれも詳細な資料ではなくて、取りまとめた資料だったものですから、こういうことをやらなければいけないというような合意でなされた項目というように理解をしております。

千葉県の場合は許可権者でありますので、要綱に盛り込むこともできるし、実質的にこの項目をどう運用するかという権限があるわけですから、その辺で権限がある自治体がこういうことを大事だよということを具体的に挙げているということがまず大事かなと。

さらに、愛知県にはそういう考え方があるのだろうかということをもた知りたいなと思っております。

鈴木委員

この当該地域の地理的特性という面で、この千葉県の東京湾岸低地における類似項を見ますと、例えばここは矢作川の要は下流域に発達した堆積地です。非常に砂質が中心で地下水も豊富だし、それでいろいろいいところもあるわけで。まず、地下水がほかの環境よりも多いということ。それから、砂質であるということで液状化の危険性が高いということ、また低地であるということ。それで、ほかにはその周辺に教育施設やあと重要な農水産業の基地があるし、目の前は日本最大のアサリ漁場だと。こういうことを考えると、私はやはりこの立地そのものが、先ほど御高の元町長さんが言われたように木曾川のすぐへりだと。木曾川の土手っ原だという感じが、この三河湾のまさに生計のようなところなわけで、千葉県のような、要はどういうような条件をクリアしなければいけないのか。やはりそこをもう少し調べてみる必要もあるのではないのかと思います。

特に先般東北で大地震があつて原発がああいう状態になり、東京湾でも液状化が起こった例もある。

そういうときに処理施設に何ら異常がなかったのかどうか、そういう事例もよく調べればあるのではないかと思う。そこら辺について木曾先生の御意見をお聞かせ願えればと思います。

木曾委員

意見というほどの情報を持っておりませんでした。というのは、災害の後に私の場合、廃水処理が主だったものですから下水道だとか浄化槽だとか、し尿処理、インフラが生活に直接関連するインフラ施

設の破壊、それから傷みの状況という調査はされたことは記憶しております。私も一部お手伝いをしたことはございますけれども、一般処分場も含めて産業廃棄物処分場まで、その部分についてはあまり承知しておりませんので、また努力したいと思っております。

事務局

今の質問に関連ございますが、環境省のほうに 2011 年の東北大震災の関係でこういった最終処分場の基準を見直すのかというふうで、確認の電話をさせていただいたところ環境省としては見直すつもりはないという返事が返ってきましたので、当面あれだけの災害が起きたのに建設の基準については見直しが行われないであろうと推測されます。

なお、この会議の資料に御説明させていただいておりますけれども、第 2 回目の会議資料でした、和歌山県紀南地域が産業廃棄物最終処分場を立地するにあたって、液状化の危険性が高いところは立地場所から除くということをしておりますので、世の中全てどの場所でもいいということではない。そういった危険性が高いところは適地から除きましょうという動きがあるのは事実でございます。以上でございます。

## 5 その他

- ・次回開催予定日について事務局から説明

午後 4 時 5 分会議終了